

○岡山県警察職員懲戒取扱規程

(昭和 37 年 6 月 15 日警察訓令第 9 号)

改正 昭和 37 年 11 月 30 日警察訓令第 15 号 昭和 43 年 6 月 5 日警察訓令第 15 号
昭和 48 年 3 月 31 日警察訓令第 6 号 昭和 50 年 9 月 30 日警察訓令第 17 号
平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号 平成 2 年 2 月 15 日警察訓令第 2 号
平成 4 年 2 月 19 日警察訓令第 2 号 平成 13 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号
平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号 平成 17 年 3 月 29 日警察訓令第 16 号
平成 18 年 6 月 7 日警察訓令第 15 号 平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号
平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号 平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号
平成 25 年 12 月 3 日警察訓令第 30 号 平成 28 年 3 月 30 日警察訓令第 14 号
令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号 令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号
令和 6 年 11 月 28 日警察訓令第 38 号

岡山県警察職員懲戒取扱規程を次のように定める。

岡山県警察職員懲戒取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、警察職員(以下「職員」という。)の懲戒の取り扱いに関し、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)、職員の懲戒に関する条例(昭和 26 年岡山県条例第 60 号)及び職員の懲戒に関する規則(昭和 30 年岡山県人事委員会規則第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が任命した職員をいい、「当該職員」とは、規律違反に問われた職員をいう。

2 この規程において「所属長」とは、警察本部(以下「本部」という。)の部長、警務部首席監察官(以下「首席監察官」という。)、警務部総務統括官、刑事部組織犯罪対策統括官、交通部運転免許センター長、課長(所、隊長を含む。)及び警察学校長並びに警察署長の職にある者をいう。

3 この規程において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。

(規律違反)

第 3 条 職員が、地方公務員法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、これを規律違反とする。

(規律違反の申立て)

第 4 条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、警務部監察課長(以下「監察課長」という。)を経由して本部長に申し立てることができる。

(職員の責務)

第4条の2 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員(次条に規定する監督者及び第5条に規定する所属長を除く。)は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 所属長又は監察課長

(2) その他の職員 監察課長

2 職員は、第6条第1項の規定による調査に協力しなければならない。

(監督者の責務)

第4条の3 監督する職員に規律違反があると認める監督者(所属長を除く。)は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認めるときは、直ちに監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(監察課長の責務)

第6条 監察課長は、職員に規律違反があると認めるときは、首席監察官の指揮監督を受け、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、申立書(様式第1号)に次の各号に掲げる証拠及び身上調査書(様式第2号)を添えて、本部長に申し立てなければならない。

(1) 当該職員の始末書又は事情聴取書(当該職員が始末書の提出又は事情聴取書の作成を拒んだときは、事実調査書)

(2) 関係人の陳述書又は事情聴取書

(3) 第4条の申立て若しくは第4条の2第1項又は第5条の報告に係るものについては、それに関する書類

(4) その他の証拠

2 監察課長は、首席監察官の指揮監督を受け、警務部監察官又は所属長若しくは所属長が指名する職員に前項の調査を代行させることができる。

(補充調査)

第7条 本部長は、第6条第1項に規定する申立てにより、補充調査を要すると認めるときは、当該職員及び関係者からの事情聴取並びに関係所属からの資料提出を指示するものとする。

(懲戒審査委員会)

第8条 職員の規律違反について審査を行うため、本部に岡山県警察職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

(1) 委員長 本部長

(2) 副委員長 警務部長

(3) 委員 生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、
警務部総務統括官、刑事部組織犯罪対策統括官、警務部警務課長、監察課長

2 委員長は必要があるときは、その都度、関係所属長を委員に加えることができる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の書記)

第 10 条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、監察課に勤務する警部又は警部補のうちから、監察課長が指定する。

3 書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

(審査の要求等)

第 11 条 本部長は第 6 条第 1 項に規定する申立てを受けた場合において、懲戒処分を要すると認めるときは、懲戒審査要求書(様式第 3 号)に証拠を添えて、速やかに委員会に審査を要求するとともに、当該職員にその旨を通知するものとする。ただし、当該職員の所在を知ることができない場合は、この通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた当該職員が第 16 条に規定する口頭審査を求めるときは、口頭審査申立書(様式第 4 号)により、直ちに委員長にこれを申し立てなければならない。

(勤務に関する指示等)

第 12 条 本部長は、申立て等を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該事案の調査及び審査の間、当該職員の勤務に関し所要の指示をし、当該職員の保管する貸与品及び使用期間の満了しない支給品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第 13 条 委員長は、本部長から審査の要求を受けたときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、当該職員が口頭審査の申立てをしたときは、その申立てのあった日の翌日から起算して 7 日間、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、当該職員が申立てをした場合、又は委員会が必要と認めた場合には、当該職員その他関係者の出席を求めて口頭審査によることができる。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の審査は、委員長及び副委員長を含む出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の審査は、公開しないものとする。

(持ち廻り審査)

第 14 条 委員長は、本部長から審査の要求を受けた事案の内容が比較的軽微、単純で、かつ、当該職員が口頭審査を申し立てないときは、持ち廻りによる審査で決定することができる。

2 持ち廻りによる審査の要件については、前条の規定を準用する。

(除斥)

第 15 条 委員長、副委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に関与することができない。

(口頭審査の手続)

第 16 条 委員長は、口頭審査を行うときは、当該職員に対し、速やかに委員会の審査の期日及び場所を通知するとともに申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、当該職員が出席した上で行うものとする。ただし、当該職員が相当の理由がなくて出席しないときは、この限りでない。

3 当該職員は、委員長に対し、委員会の審査の期日の 3 日前までに証人等要請書(様式第 5 号)により、証人の呼出しの申立て又は必要と認める証拠を提出することができる。

4 委員長は、前項の申立てを受けたときは、当該証人を呼び出さなければならない。

(会議記録)

第 17 条 委員会における審査の経過等については、岡山県警察職員懲戒審査委員会会議記録(様式第 6 号)により記録を作成するものとする。ただし、第 14 条に規定する持ち廻り審査の場合は、この限りでない。

(委員会の勧告)

第 18 条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度、その他必要と認める事項を決定し、委員長から勧告書(様式第 7 号)により本部長に勧告するものとする。

(辞令等の様式)

第 19 条 懲戒処分は本部長が決定し、当該職員に対し懲戒処分書(様式第 8 号)及び処分説明書(様式第 9 号)を交付して行うものとする。

第 20 条 削除

(訓戒処分)

第 21 条 本部長は、懲戒処分に至らない軽微な規律違反について、監督上の措置として訓戒処分を行うことができる。

2 前項の訓戒処分は、訓戒処分書(様式第 10 号)を交付して行うものとする。

3 本部長は、訓戒処分とすべきもののうち、所属長に訓戒させることが適当と認めるときは、これを所属長に行わせることができる。

4 前項の訓戒処分は、訓戒処分書(様式第 11 号)を交付して行うものとする。

(注意処分)

第 22 条 本部長は、前条に規定する訓戒処分に至らない規律違反について、監督上の措置として注意処分を行うことができる。

2 前項の注意処分は、注意処分書(様式第 12 号)を交付して行うものとする。

3 本部長は、注意処分とすべきもののうち、所属長に注意させることが適当と認めるときは、これを所属長に行わせることができる。

4 前項の注意処分は、注意処分書(様式第 13 号)を交付して行うものとする。

(文書の保存)

第 23 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
申立書	監察課	5 年
身上調査書	監察課	5 年
懲戒審査要求書	監察課	5 年
口頭審査申立書	監察課	5 年
証人等要請書	監察課	5 年
岡山県警察職員懲戒審査委員会会議記録	監察課	5 年
勧告書	監察課	5 年

附 則

1 この訓令は、昭和 37 年 6 月 15 日から施行する。

2 岡山県地方警察職員懲戒取扱規程(昭和 29 年岡山県警察訓令第 6 号)は、廃止する。

附 則(昭和 37 年 11 月 30 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 6 月 5 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 43 年 6 月 5 日から施行し、昭和 43 年 3 月 23 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 9 月 30 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 2 年 2 月 15 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、平成 2 年 2 月 15 日から施行する。

附 則(平成 4 年 2 月 19 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号)

この訓令〔中略〕の規定は平成 13 年 3 月 15 日から〔中略〕施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日警察訓令第 16 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 7 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 3 日警察訓令第 30 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日警察訓令第 14 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 11 月 28 日警察訓令第 38 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

申立書

[別紙参照]

様式第 2 号

身上調査書

[別紙参照]

様式第 3 号

懲戒審査要求書

[別紙参照]

様式第 4 号

口頭審査申立書

[別紙参照]

様式第 5 号

証人等要請書

[別紙参照]

様式第 6 号

岡山県警察職員懲戒審査委員会会議記録

[別紙参照]

様式第 7 号

勧告書

[別紙参照]

様式第 8 号

懲戒処分書

[別紙参照]

様式第 9 号

処分説明書

[別紙参照]

様式第 10 号

訓戒処分書

[別紙参照]

様式第 11 号

訓戒処分書

[別紙参照]

様式第 12 号

注意処分書

[別紙参照]

様式第 13 号

注意処分書

[別紙参照]